



在宅で人工呼吸器を使用している方へ



非常用電源の 購入費用を補助します

在宅で人工呼吸器を使用する方が、災害時などの停電時にも日常生活を支障なく営むことができるよう、非常用電源の購入費用の一部を補助します。

非常用電源の必要性・活用方法をまとめた手引きはこちら



対象となる方

松戸市に住民登録があり、在宅で人工呼吸器を使用されている方



〔 医療機関に入院中の方、障害者施設等に入所中の方、睡眠時無呼吸症候群の方等のCPAPは対象外です 〕

申請できる方

対象となる方ご本人、または、同居の親族

(上記の方による申請が困難な場合は、ご相談ください)

※一度申請してから5年間は再度の申請ができません。

対象となる用品 (以下から選択・複数可)	性能要件	補助率
ポータブル電源 (蓄電池)	<ul style="list-style-type: none"> 蓄電機能を有する正弦波交流出力の電源装置 定格出力が300W以上のもの <p> 定格容量(蓄えられる電気量)が大きい製品がオススメ</p>	<p>購入金額の</p> <h1>9/10</h1>
DC/ACインバーター	<ul style="list-style-type: none"> 自動車用バッテリー等の直流電源(DC)を正弦波交流電源(AC)に変換する装置 <p> ガソリン車を保有している方にオススメ</p>	<p>※生活保護受給世帯 非課税世帯は10/10</p> <p>補助上限は</p> <h1>10万円</h1>
その他市長が必要と認める用品	<ul style="list-style-type: none"> 上記用品の使用にあたって必要となる用品 <p>※ 購入用品が補助対象となるか事前にご相談ください</p>	

対象となる用品は変更になる場合があります。最新の情報は、ホームページ等でご確認ください。

<注意事項>

- 疑似正弦波(矩形波、修正正弦波)の製品は補助の対象外です。
- 購入用品の維持に要する経費(用品を保管するための物置や収納ケースの購入費、点検・整備費などの費用)は、補助の対象外です。
- 当該補助により購入した用品の使用による医療機器の故障については、市は責任を負いかねます。
- 購入した用品を目的に反して使用、譲渡、交換、貸付け、又は担保に供することはできません。

補助率・補助金額

対象用品の購入金額（税込）の合計額の9/10（1円未満切り捨て）と10万円を比べて少ない方の金額 ※生活保護受給世帯・非課税世帯は10/10

申請の流れ

次の2パターンのいずれかで申請可能です。

- I 【償還払い】 自身で購入（全額自己負担） → 申請 → 補助決定 → 補助金お支払い
- II 【代理受領】 申請 → 補助決定 → 用品購入（一部自己負担） → 補助金お支払い

I 【償還払い】による申請

1 購入する用品の選定

かかりつけ医などと相談し、災害時の使用を想定して、使用する医療機器の消費電力も踏まえ選定

2 用品の購入

1の用品を購入
領収書入手（領収書の宛名は補助金の申請者名）

3 申請

申請に必要な書類を添えて、下記申請先まで郵送（対象用品購入後、2週間以内を目安に申請）
申請受付は、購入日の属する年度の末日（消印日有効）

申請に必要な書類

交付申請書（第1号様式）

宣誓書兼個人情報利用同意書（第2号様式）

領収書 ※写し可

申請者氏名・金額・購入日・商品名・品番・販売店が分かるもの

診療報酬明細書 ※写し可

在宅人工呼吸指導管理料が明記されているもの

交付請求書（第4号様式）

振込口座は、申請者名義のもの

4 補助の決定・支払い

補助が決定した場合、市が交付決定通知書を送付
その後、市が補助金をお支払い

- ◆ 用品の選定や管理は、用品を利用するご本人様・ご家族様が責任をもって行ってください。
- ◆ 非常用電源を災害時にも確実に使うことができるよう日頃から動作確認を行ってください。

II 【代理受領】による申請

1 購入する用品の選定

かかりつけ医などと相談し、災害時の使用を想定して、使用する医療機器の消費電力も踏まえ選定

2 販売店で見積書の作成

1の用品の見積書を販売店に作成してもらう
（販売店は、市ホームページで確認できます）

3 申請

注意！補助決定前に購入した場合は代理受領による申請ができません

申請に必要な書類を添えて、下記申請先まで郵送（見積書作成後、2週間以内を目安に申請）
納品が年度末までに完了するように申請

申請に必要な書類

交付申請書【代理受領用】（第5号様式）

宣誓書兼個人情報利用同意書（第2号様式）

見積書（第6号様式）

カタログの写し等、製品の概要が分かる資料を添付

診療報酬明細書 ※写し可

在宅人工呼吸指導管理料が明記されているもの

4 補助の決定・補助券の送付

補助が決定した場合、市が交付決定通知書、補助券、委任状を送付

5 用品の購入

2の販売店で用品を購入（補助額を差し引いた額を支払い）
補助券、委任状を販売店に渡す

6 補助金の請求・支払い（販売店が行います）

販売店が必要書類を市に提出
その後、市が補助金を販売店にお支払い

申請先
お問合せ先

〒271-8588

松戸市 健康医療部 健康医療政策課

☎047-704-0055

